



行政の焦点

「職場における受動喫煙防止対策」に関する新

たな法律案の制定に先立ち、飲食店または旅館業を営営する中小企業事業主を対象とした同対策助成金の受付が平成23年10月から愛知労働局健康課で開始された。助成額は、喫煙室設置に係る費用の4分の1（ただし上限200万円）であり、店舗の新築、改装等で一定条件を満たせば申請が可能となる。

全駅を終日全面禁煙とした名鉄に続き、名古屋市が路上禁煙条例を、名古屋市タクシー協会が全

車禁煙を実施して、名古屋

受動喫煙防止対策助成金の受付が平成23年10月から開始されました

屋地区の公共施設等から次々と灰皿が消えた。平成15年に施行された健康増進法の影響である。

たばこ煙の職場における曝露が労働者の肺がんリスクを増加させる十分な証拠があるとして平成22年5月に日本産業衛生学会が「たばこ煙」を発がん物質に加え、平成23年10月24日に労働政策審

議会が厚生労働大臣からの諮問を受け答申したことで、第179回臨時国会（会期23・10・20～23・12・9）に新しい法律案が提出されることとなった。

「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」によれば、罰則はないものの、労働者の健康を確保するための事業者の義

らないとされている。

ところで、空気清浄機はタバコの有害成分の多くを占めるガス状の有害物質を取り除くことが出来るので、換気は屋外への排気が原則となり、集中制御による換気方式を採用するビル等の入居者においては一一定の対策が必

務として、一般の事務所

または工場等については全面禁煙または空間分煙を実施し、全面禁煙や空間分煙が困難な飲食店または旅館業については、当面の間、換気等による有害物質濃度の低減等の措置をとることとし、換気等を行う場合は浮遊粉じん濃度または換気量の基準を達成しなければな

要となる。

今回の論点は、顧客の喫煙により全面禁煙または空間分煙の措置が困難とされる飲食店または旅館業における規制であった。喫煙席を設ける分煙を認めることで、従業員の喫煙席への出入りが発生して受動喫煙防止が十分となってしまうので、飲食店等で喫煙場所を設

ける場合は、サービスを提供しない隔離された喫煙所の設置が必要であると問題提起された。今回の法律案では見送られたものの、遅くとも平成32年までには飲食店等を含めた全事業場において「受動喫煙の無い職場の実現」が閣議決定されている。

事業所の取り組みを促進するための支援として、測定器の貸与、問い合わせに対応するための専門家の派遣等の技術的支援と併せて、空間分煙等に取り組み飲食店または旅館業に対して助成金制度を柱とする財政的支援が行われる。

喫煙率の高い日本で煙草が合法的商品として扱われていたことを踏まえれば、能率や生産性に影響を及ぼさないよう実態に応じた現実的で柔軟な対応が図られるよう十分な議論による対策を講じることが望まれる。